

いじめ防止対策推進法施行後のいじめ問題と考える法整備について

小原美月

- 1 はじめに
- 2 いじめ防止対策推進法後に起きたいじめ問題
- 3 新たに考えるいじめ対策の法や少年の処遇について
- 4 おわりに

1 はじめに

私は大学3年生の時にもレポートでいじめ問題を取り扱い、いじめ防止対策推進法の施行前後のいじめの実態について検討した。その際にいじめ防止対策推進法の施行の前と後では少年たちのいじめの経験率や程度に差があり、施行後はいじめの経験率に減少傾向が見られ、その程度も軽いものが多くなっていたため、法の整備がいじめ問題の対策として効果があることがわかった。

しかしいじめ防止対策推進法施行後も未だに少年間のトラブルとしていじめは深刻な問題となっており、2021年の旭川の事件など2020年代になってからも世間で大きく話題になる事件も存在している。

そこで本稿では、先に挙げた通り法整備はいじめの対策として有効なものであると思われるため、いじめ防止対策推進法の施行後である現状のいじめ問題について検討し、今より

も更に効果的な法整備やいじめを行なった少年の処遇がないかを探ってみることにしたい。

2 いじめ防止対策推進法後に起きたいじめ問題

少年たちのいじめの実態や詳細については、文部科学省の国立教育政策研究所がまとめているいじめ追跡調査を見ることで知ることができる。中でも 2016 年から 2018 年の実態を調査した資料では 2010 年から 2012 年に調査した結果と 2016 年から 2018 年に調査した結果を比較したものを見ることができるが、これは 2013 年にいじめ防止対策推進法が施行されているため、推進法によっていじめがどのように変わったかというのを見ることができるためこの資料を参照していきたい¹。

資料によれば推進法施行後のいじめを比較的軽い「暴力を伴わないいじめ」と程度の重いと言える「暴力を伴ういじめ」に分けて小学校と中学校それぞれで見たときに、どちらの程度でも小学校でのいじめ経験率は被害・加害ともに減少し、中学校でのいじめ経験率は被害・加害ともに横ばい、また継続や再発の割合に関しても程度を問わず主に加害に及ぶ生徒（とりわけ児童）において減少し、被害でも多少の減少があることが調査の結果からわかったとされている。つまり推進法はいじめの程度を問わず、主に小学校の若い児童のいじめ問題に大きな効果をもたらしているのである。

¹ 【文部科学省国立教育政策研究所 いじめ追跡調査 2016-2018<<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/tsuiseki2016-2018.pdf>>(2025 年 1 月 17 日閲覧)。】

資料では教職員のいじめに対する意識の変化がこの結果に繋がったのではないかと考察しているが、私はこの結果には児童のいじめに対する意識の変化も起因しているのではないかと考えている。なぜならただ教職員の意識の変化でいじめに変化があるのだとすればこの効果は中学でも発揮されるはずだが、中学校ではどうやらいじめの経験率に関してはほぼ横ばいであるようだからである。

まず教職員がいじめについてしっかりと知識を持ち、少年が幼い頃からいじめは悪いことであるというのを教えていくことで今度は少年側がその考え方を当たり前のこととして認識し、その少年たちがいじめは悪であるという意識を持ったまま大きくなることでいじめの経験のない、いじめをしない少年が増えていくのではないかと思うのである。

3 新たに考えるいじめ対策の法や少年の処遇について

前の章で子供達が幼い頃から「いじめは悪である」という認識を持ったまま大きくなれば小学校だけではなく少年全体でいじめが減少するのではないかという検討をした。いじめ防止対策推進では教職員のいじめ意識の改革によりその教え子である児童のいじめに対する意識に伝播しいじめ問題自体あの変化があったと知りならば、子供達が直接「いじめは悪である」という認識をより強く持つような法や処遇があれば更にいじめ問題を減少させていくことができるのではないか。

海外などではいじめを行なった少年に対して実際に罰則のある国もあり、フランスでは

2022年の3月に、「学校いじめ罪」を創設する法律第 2022-299 号が成立している²。

この法律では、「いじめ」の被害者が8日未満登校できなくなった場合また支障がなかった場合にも、加害者の子供は拘禁刑(emprisonnement)3年及び罰金 45,000 ユーロ課せられる。また被害者が8日を超える長期間欠席し学業に支障をきたす場合には拘禁刑 5年及び罰金 75,000 ユーロが、更に自殺又は自殺未遂に至らせた場合、拘禁刑 10年及び罰金 15万ユーロの罰金が課せられる。15万ユーロは日本で言うと約 2400万円と子供にとってはかなり大きな額の罰金である。

またアメリカは州によっていじめに関する法律や条例があり、例えばニューヨーク州のノース・トナワンダではいじめをした子供の両親に対する刑罰の定められた条例がある。子供が90日間のうちに2回、いじめをしたり他の生徒を攻撃したりした場合、その子供の両親は250ドル(約2万8,000円)の罰金を払うか、もしくは最大15日間刑務所ですごすか、またはその両方が科されるのである。

日本の少年法では少年の健全育成を理念としているため、少年自身に罰則を与えるフランスのような法律を制定するのは難しいように思う。そこでアメリカのように、日本でもいじめを行った少年自身ではなくその親に罰則を科すのはどうか。自分ではなく親が罰則を受けることでも少年はいじめの問題を自分自身のこととして考えると思いますし、いじめが法律に反する行為である、つまりいじめが悪いことであると言うイメージが幼い子供に

²【奈良 詩織【フランス】学校のいじめと闘うための法律

<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12251709_po_02910205.pdf?contentNo=1>(2025年2月14日閲覧)。

もつきやすいのではないか。

また親が罰則を受けることになるので、親も少年のいじめ問題について関心を持つようになることも期待できる。結果としていじめ防止対策推進法での教職員のように、親がいじめに対する意識を変化させ、子供にいじめは悪いことだと教えていくこともいじめの対策になるのではないかと考える。親は教職員以上に少年にとって身近な存在なので、少年の意識の変化に大きな影響をもたらしてくれるのではないか。

4 おわりに

いじめ防止対策推進法前後のいじめの状況を比べると施行後は主に幼い児童の間においていじめ問題の改善が見られたことから、法整備によりいじめ問題を減少させることは可能であると考えられる。また児童が幼い頃からいじめは悪いことなのだ当たり前の価値観として学んでもらうことが、将来的に彼らが大きくなったときのいじめの減少や、更に次世代のいじめ問題の改善につながると考える。

そのためにできる法整備として考えられるものについて、日本の少年法の指針である「少年の健全育成」を妨げない内容であることが望ましい。そのため少年自身に罰則を課すのではなく、例えばいじめを行った少年の保護者に対する罰則など、少年自身ではなくとも彼らの身近な人に対する罰則を課すことが少年にいじめは悪いことであると認識してもらえて、かつ少年の健全育成に則した法整備なのではないかと考える。